

滋 防 危 第 4 3 5 号
令和6年（2024年）3月22日

関西電力株式会社
大飯発電所長 近藤 佳典 様

滋賀県知事公室防災危機管理局長
(公 印 省 略)

大飯発電所乾式貯蔵施設設置計画について（回答）

大飯発電所に係る安全確保等に関する協定書第2条第1項の規定に基づき、令和6年（2024年）2月8日付け大原発第328号にて連絡のあったこのことについて、大飯発電所使用済燃料乾式貯蔵施設は下記の理由により、安全性について県民に不安を生じさせることが想定されます。

つきましては、同条第2項の規定に基づき、下記のとおり意見を付しますので、適切に対応されますようお願いいたします。

記

使用済燃料の搬出先・時期が明確になっていないことから、貯蔵期間の長期化が懸念される。また、国内におけるこれまでの使用済燃料乾式貯蔵施設の設置方式と異なることや格納設備の耐震性、貯蔵期間の長期化によるキャスクの劣化に対する県民の不安が顕在している。

そのため、使用済燃料の搬出時期のほか、乾式貯蔵施設の設置方式および点検方法について安全性が確保されていること等を広く分かりやすく周知し、県民の不安を払拭すること。また、日常点検や定期点検、モニタリングポストの監視をしっかりと行い、その安全性の確保に努めること。

なお、異常があった際は、速やかに県に報告すること。

滋賀県知事公室防災危機管理局
原子力防災室
担当 加藤
電話 077-528-3445